

第3回嬉野市議会定例会議案

平成24年9月3日提出

嬉 野 市

報告番号	提出年月日	報告名	頁
5	平成24年9月3日	平成23年度嬉野市一般会計継続費精算報告書について	1
6	〃	平成23年度嬉野市健全化判断比率の報告について	3
7	〃	平成23年度嬉野市資金不足比率の報告について	4
8	〃	専決処分の報告について	5

議案番号	提出年月日	議案名	頁
44	平成24年9月3日	嬉野市空き家等の適正管理に関する条例について	7
45	〃	嬉野市合併振興基金条例について	11
46	〃	嬉野市景観条例について	13
47	〃	嬉野市行財政調査委員会条例の一部を改正する条例について	18
48	〃	嬉野市税条例の一部を改正する条例について	20
49	〃	嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例について	22
50	〃	建設工事請負契約の締結について	24
51	〃	建設工事請負変更契約の締結について	25
52	〃	平成24年度嬉野市一般会計補正予算（第4号）	別冊
53	〃	平成24年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	〃
54	〃	平成24年度嬉野市水道事業会計補正予算（第1号）	〃
55	〃	平成23年度嬉野市一般会計歳入歳出決算認定について	〃
56	〃	平成23年度嬉野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	〃
57	〃	平成23年度嬉野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	〃

議案番号	提出年月日	議案名	頁
58	平成24年9月3日	平成23年度嬉野市農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について	別冊
59	〃	平成23年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計歳入歳出決算認定について	〃
60	〃	平成23年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計歳入歳出決算認定について	〃
61	〃	平成23年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計歳入歳出決算認定について	〃
62	〃	平成23年度嬉野市嬉野温泉公衆浴場施設特別会計歳入歳出決算認定について	〃
63	〃	平成23年度嬉野市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について	〃

平成 23 年度嬉野市一般会計継続経費精算報告書について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 2 項の規定により報告する。

平成 24 年 9 月 3 日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

平成 23 年度嬉野市一般会計継続経費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比 較					
				年割額	左の財源内訳			支出済額	左の財源内訳			年割額と支出済額の差	左の財源内訳			内訳	
					国県支出金	地方債	その他		国県支出金	地方債	その他		国県支出金	地方債	その他		
			22	円 2,470,000													
			23	円 890,000													
			計	円 3,360,000													
6 農林水産業	1 農業費	基幹水利施設ストック マネジメント計画策定 事業															

款	項	事業名	実績										比較									
			全体					計画					実績					比				
			左の財源内		左の財源内		左の財源内		左の財源内		左の財源内		左の財源内		左の財源内		左の財源内		左の財源内		左の財源内	
			年割額	特 定 財 源	地方債	その他	一般財源	年割額	特 定 財 源	地方債	その他	一般財源	年割額と支出済額の差	特 定 財 源	地方債	その他	一般財源	年割額と支出済額の差	特 定 財 源	地方債	その他	一般財源
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
			21	9,726,000	9,726,000						9,726,000	9,726,000										
			22	6,774,000	6,774,000						6,774,000	6,774,000										
			23	3,345,000					3,345,000		3,345,000				3,345,000							
			計	19,845,000	16,509,000				3,345,000		19,845,000	16,509,000			3,345,000							
8 土木費	4 都市計画費																					
		都市計画マスタープラン策定事業																				

報告第6号

平成23年度嬉野市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年6月22日法律第94号）第3条第1項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成24年9月3日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	11.0	39.1

※「—」は比率が算定されないことを表している。

報告第7号

平成23年度嬉野市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年6月22日法律第94号）第22条第1項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成24年9月3日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	備 考
嬉野市水道事業会計	—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
嬉野市農業集落排水特別会計	—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
嬉野都市計画下水道事業 嬉野市公共下水道事業費特別会計	—	〃
嬉野市嬉野温泉公衆浴場施設 特別会計	—	〃

※「—」は比率が算定されないことを表している。

報告第8号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成24年9月3日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

専決処分書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年8月8日

嬉野市長 谷口 太一郎

- 1 事故の内容
嬉野市嬉野町大字下野甲32番地先交差点での接触事故
- 2 事故発生年月日
平成24年5月21日 午前10時頃
- 3 事故発生場所
嬉野市嬉野町大字下野甲32番地先交差点
- 4 損害賠償額
117,750円
- 5 過失割合
75パーセント
- 6 損害賠償の相手方
[REDACTED]
[REDACTED]

議案第44号

嬉野市空き家等の適正管理に関する条例について

嬉野市空き家等の適正管理に関する条例を別紙のように制定する。

平成24年9月3日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 空き家等の適正な管理について、事故、犯罪、火災等を未然に防止し、市民の安全で安心な暮らしを実現するため、条例を制定する必要がある。

嬉野市空き家等の適正管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空き家等の管理の適正化を図ることにより、倒壊等による事故、犯罪、火災等を未然に防止し、地域環境の保全を図り、もって市民の安全で安心な暮らしの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 市内に所在する建物その他の工作物（既に倒壊したものを含む。）で常時無人の状態にあるもの及びその敷地をいう。
- (2) 危険な状態 次に掲げる状態をいう。
 - ア 老朽化若しくは台風等の自然災害により建物その他の工作物が倒壊し、又は当該建物その他の工作物に用いられた建築資材等が飛散することにより、人の生命、身体又は財産に害を及ぼすおそれのある状態
 - イ 不特定の者に空き家等に侵入され、犯罪又は火災等を誘発するおそれのある状態
 - ウ 空き家等に動植物、昆虫等が繁殖し、周囲の生活環境の保全に著しく支障を及ぼすおそれがある状態
- (3) 所有者等 空き家等の所有者若しくは占有者又は空き家等を管理すべき者をいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。

(民事による解決との関係)

第3条 この条例の規定は、危険な状態にある空き家等の所有者等と当該空き家等が危険な状態にあることにより害を被るおそれのある者との間で、民事による事態の解決を図ることを妨げない。

(所有者等の責務)

第4条 空き家等の所有者等は、当該空き家等が危険な状態にならないように自らの責任において適正に管理しなければならない。

(情報提供)

第5条 市民等は、空き家等が危険な状態であると認めるときは、市長に対し、当

該情報を提供するものとする。

(実態調査)

第6条 市長は、前条の規定による情報提供を受けたとき、又は空き家等が危険な状態にあると認めるときは、当該空き家等の所有者等の所在、危険な状態の程度等を調査するものとする。

2 前項の場合において、市長は、必要と認めるときは、所有者等を特定するために必要な情報を関係部署に照会することができる。

(立入調査)

第7条 市長は、この条例の施行に関し必要な限度において、職員に必要な場所に立ち入らせ、調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(助言又は指導)

第8条 市長は、空き家等が現に危険な状態にあり、又は危険な状態になるおそれがあると認めるときは、当該空き家等の所有者等に対し、必要な措置について、助言し、又は指導することができる。

(勧告)

第9条 市長は、前条の規定による助言及び指導を行ったにもかかわらず、なお当該空き家等が引き続き危険な状態にあるときは、所有者等に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(助成)

第10条 市長は、第8条の規定による助言若しくは指導又は前条の規定による勧告に従って措置を講ずる者に対し、規則で定めるところにより必要な助成をすることができる。

(寄附の申出)

第11条 市長は、第8条の規定による助言若しくは指導又は第9条の規定による勧告を受けた空き家等の所有者等から、当該空き家等について寄附の申出があった場合は、規則で定める要件を満たした場合に限り、当該申出を受けることができる。

2 市長は、前項の規定により寄附の申出を受けた場合、速やかに当該空き家等の危険な状態の除去を行わなければならない。

(命令)

第12条 市長は、第9条の規定による勧告に従わない者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう命令することができる。

(公表)

第13条 市長は、空き家等の所有者等が前条の規定による命令に基づく措置を期限までに講じないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 所有者等の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 空き家等の所在地及び種別
- (3) 命令の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定により公表を行うときは、当該公表に係る所有者等に意見を述べる機会を与えなければならない。

(代執行)

第14条 市長は、第12条の規定による命令を受けた者が当該命令に従わない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより代執行を行うことができる。

(関係機関との連携)

第15条 市長は、緊急を要するときは、市の区域を管轄する警察その他の関係機関に必要な措置を要請することができる。

(委任)

第16条 この条例に定めのあるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年1月1日から施行する。

議案第45号

嬉野市合併振興基金条例について

嬉野市合併振興基金条例を別紙のように制定する。

平成24年9月3日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 市民の連帯及び地域振興を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定により、条例を制定する必要がある。

嬉野市合併振興基金条例

(設置)

第1条 市民の連携の強化及び一体感の醸成並びに本市の振興を図るため、嬉野市合併振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額及び基金の運用から生ずる収益の額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、第1条の目的を達成するために必要があると認めるときは、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第46号

嬉野市景観条例について

嬉野市景観条例を別紙のように制定する。

平成24年9月3日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 良好な景観の形成に関し、景観法（平成16年法律第110号）に基づき、必要な事項を定めるため、条例を制定する必要がある。

嬉野市景観条例

(目的)

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）に基づき必要な事項を定めることにより、景観形成の促進を図り、本市の緑豊かな自然景観及び歴史的まちなみ景観を市民の共有財産として守り、育て、地域の魅力及び個性の創出を図りながら、嬉野らしい良好な景観を将来へ引き継ぐことを目的とする。

(基本理念)

第2条 市は、次に掲げる基本理念に基づき、良好な景観形成を推進する。

- (1) 緑豊かな美しい自然を未来に残すこと。
- (2) 歴史と文化を継承し、守り育てること。
- (3) 市、事業者及び市民が景観形成に協働で取り組むこと。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観形成 良好な景観を保存し、又は創造することをいう。
- (2) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (3) 工作物 建築物以外の工作物で次に掲げるものをいう。
 - ア 煙突、排気塔その他これらに類するもの
 - イ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
 - ウ 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
 - エ 高架道路、高架鉄道その他これらに類するもの

(市の責務)

第4条 市は、景観形成に関する施策を実施するに当たって市民及び事業者の意見を反映するよう努めるものとする。

2 市は、市民及び事業者に対して適切な情報を提供することにより、景観形成に関する意識の啓発及び知識の普及を図るよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、地域における景観形成に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する景観形成に関する施策に協力するものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、自らが良好な景観を形成する主体であることを認識し、景観形成に関する理解を深め、市が実施する景観形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(景観計画)

第7条 市長は、市の全域にわたる景観形成に関する基本的かつ総合的な計画として、法第8条に規定する景観計画を定めるものとする。

2 景観計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）
- (2) 良好な景観の形成に関する方針
- (3) 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

3 景観計画は、景観形成を推進するため、計画の変更を行うことができる。

(景観計画への適合)

第8条 景観計画区域において、建築物の建築等、工作物の建設等又は土地開発行為を行う者は、当該行為について景観計画に適合させるよう努めなければならない。

(届出を要する行為)

第9条 法第16条第1項の規定による届出の対象となる行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- (2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為
- (4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更
- (5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

(勧告)

第10条 市長は、法第16条第3項の規定により、勧告をしようとするときは、

あらかじめ嬉野市景観審議会の意見を聴くものとする。

(届出及び勧告等の適用除外)

第11条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、第9条に規定する行為で規則で定める基準に該当する行為以外の行為とする。

(適用除外行為への指導)

第12条 市長は、法第16条第7項の規定により届出を要しないこととされた行為をしようとする者又はした者の当該行為の内容が、景観計画に適合しないものである場合において景観の形成に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、当該行為をしようとする者又はした者に対し景観形成に必要な限度において、当該行為に係る建築物等の形態意匠について、必要な指導をすることができる。

2 市長は、前項の規定による指導を行う場合において、必要があると認めるときは、嬉野市景観審議会の意見を聴くものとする。

(特定届出対象行為)

第13条 法第17条第1項に規定する設計の変更その他の必要な措置を命ずることができる特定届出対象行為は、第9条第1号及び第2号に掲げる行為とする。

(嬉野市景観審議会)

第14条 景観形成に必要な事項を調査審議するため、嬉野市景観審議会を設置する。

2 嬉野市景観審議会は、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 第10条及び第12条第2項の規定により意見を述べること。

(2) 景観計画に定めた建築物等の高さ、面積又は色彩に関する基準の運用に関すること。

(3) その他景観形成について市長が必要と認める事項に関すること。

3 嬉野市景観審議会は、委員10人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市民又は団体の代表者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が発生した場合における補充する委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(嬉野市景観計画策定審議会設置条例の廃止)

2 嬉野市景観計画策定審議会設置条例（平成18年嬉野市条例第200号）は、
廃止する。

議案第47号

嬉野市行財政調査委員会条例の一部を改正する条例について

嬉野市行財政調査委員会条例（平成18年嬉野市条例第158号）の一部を別紙のように改正する。

平成24年9月3日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 委員会の所掌事項及び委員の任期を明確にするため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市行財政調査委員会条例の一部を改正する条例

嬉野市行財政調査委員会条例（平成18年嬉野市条例第158号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（所掌事項）

第2条 委員会において所掌する事項は、次のとおりとする。

- （1） 行財政改革大綱及び実施計画の審議に関すること。
- （2） 行財政改革大綱及び実施計画の推進に関すること。
- （3） その他行財政改革の推進に係る必要な事項

第4条を次のように改める。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、原則として第2条に掲げる事項が終了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第48号

嬉野市税条例の一部を改正する条例について

嬉野市税条例(平成18年嬉野市条例第51号)の一部を別紙のように改正する。

平成24年9月3日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成24年法律第17号)の施行に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市税条例の一部を改正する条例

嬉野市税条例（平成18年嬉野市条例第51号）の一部を次のように改正する。

附則第10条の2を附則第10条の3とし、附則第10条の次に次の1条を加える。

（法附則第15条第2項第6号の条例で定める割合）

第10条の2 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の嬉野市税条例附則第10条の2の規定は、平成24年4月1日以後に取得された地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）第1条の規定による改正後の地方税法附則第15条第2項第6号に規定する除害施設に対して課すべき平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

議案第49号

嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例について

嬉野市都市公園条例（平成18年嬉野市条例第135号）の一部を別紙のように改正する。

平成24年9月3日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 嬉野総合運動公園全天候型多目的広場の設置に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例

嬉野市都市公園条例（平成18年嬉野市条例第135号）の一部を次のように改正する。

別表第1 嬉野総合運動公園（御幸公園）の項有料公園施設の名称の欄に次のように加える。

嬉野総合運動公園全天候型屋内多目的広場

別表第3の1 嬉野総合運動公園使用料に次のように加える。

(9) 全天候型屋内多目的広場

区分	使用料 (1時間につき)	照明設備 (1時間につき)	利用時間	納期
学生	250円	200円	午前8時から午後9時30分 まで	許可の際
一般	500円			

備考 「学生」とは、高校生以下とする。

附 則

この条例は、平成24年11月1日から施行する。

議案第50号

建設工事請負契約の締結について

嬉野市防災行政無線施設（デジタル同報系）整備工事請負契約について、下記のとおり契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 嬉野市防災行政無線施設（デジタル同報系）整備工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 567,000,000円
- 4 契約の相手方 佐賀県佐賀市天神1-2-55
日本無線株式会社 佐賀営業所
所長 中原 聡宏

平成24年9月3日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び嬉野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第48号）第2条の規定により、議会の議決が必要である。

議案第51号

建設工事請負変更契約の締結について

平成23年9月市議会定例会において議決を経た平成23年度嬉野総合運動公園全天候型多目的広場新築工事請負契約の一部を次のとおり変更したいので、議会の議決を求める。

契約金額の項中「270,900,000円」を「293,996,850円」に改める。

平成24年9月3日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 工事設計の一部変更により、契約金額を変更する必要がある。